5 0 5章の回答言名

んじて、

保育士等、

介護

春闘に向けた賃上げの議論

に先

されました。「民間部門における

方々の収入の引き上げ等」

が 出

てきました。

幼児教育など現場で働く

皆さんに、

団結署名をお

願い

から前倒しで実施する。」という るための措置を、 (月額9000円) 引き上げ 令和4年2月

果が継続される取り組みを行う

い福祉職員を対象に、

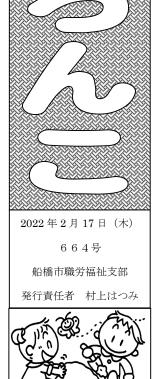
賃上げ効 · 障が

事を前提として、

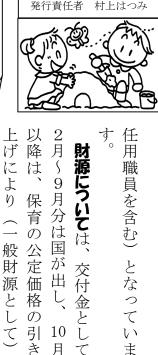
収入を3%程

手渡しました。

対象者は、 ム等に勤務する職員(会計年度 保育園や放課後 ル



「ケア労働者の処遇改善



財源については、交付金とし

7

なってしまいましたが、 その為、 短期 間 の取り組みと この間

門における分配機能の強化等」

つとして、「看護、

介護、

19

日閣議決定)

の中で、「公的部

の経済対策」(令和3年11

月

コ

口

ナ克服

新時代開拓

 \mathcal{O}

ければ、この事業を実施しないと

実施計画が2月議会に出されな

市に入る事となっていますが、

みなされ、交付金も来ません。

金アップ・処遇改善に期待を込 結署名を、「月額9000円の賃 上福祉施設支部長より、市長に めた署名を提出します。」と、 市長交渉前に、585筆の団

は、 より低い賃 を前提とし 金である事 「処遇改善 市長は、 他職種

> 賃金』とは思っていない」、「地 ている」「常勤については、 す」との回答でした。 規職員は、 で、近隣市との均衡も考え、 域の民間給与水準を踏まえた上 職の給料表を使っていて『低い 賃上げの対象から 正

の引き 10 月

〈回答内容〉

05月とする。 時金引き下げ分0.15月を0 時給の3%程度を引き上げること、 会計年度任用職員の来年度の 計年度任用職員(全ての職種)に、 マザーズホームで働く、全ての会 害者福祉作業所太陽、親子教室、 保育園、放課後ルーム、身体障

入るのにその分は何に使わ 職とは違う」、「10月以降は 保育をし、 価格の引き上げで国から 入職員のスタート号給が、 は、全園で27人のみである」、 っているが、5級に昇格するの か?」「10年以上も欠員の中で ている『支援児保育の充実』 組合からは、「同じ給料表は 市の方針として謳 お れる 公定 行政 金

船職員第3.444号 令和4年2月9日

船橋市役所職員労働組合 福祉支部 支部長 村上 はつみ



「保育士・幼稚園教論等処遇改善臨時特例事業」について(回答)

2022年1月13日付け船市職第4号及び2022年1月20日付け船市職第7 号による標記事項に対する要求について、下記のとおり回答いたします。

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を 受けて、保育園、放課後ルーム、身体障害者福祉作業所太陽、親子教室及びマザー ズホームの会計年度任用職員(全ての職種)について、令和4年2月勤務以降の時 給を3%程度引き上げることとし、補正予算案及び条例改正案を議会に提出する。
- 2. 令和4年2月勤務分の引き上げ額は、補正予算案及び条例改正案の議会議決後にさ かのぼって支給する。
- 3. 会計年度任用職員の令和4年度の期末手当引き下げを0. 15月から0. 05月に 改める条例改正案を議会に提出することに加え、上記1に該当する会計年度任用職 員は、令和4年度の期末手当引き下げ分を考慮し、令和4年4月より時給を1号給 さらに引き上げる。
- 4. 引き上げは会計年度任用職員のみとし、常勤職員及び再任用職員の給与は改定しな

保育園・放課後ルームの要求に対しての一括回答

に拡 神 大 7 を 員い 疲 \mathcal{O} れ中 コ い今 口 ナ \mathcal{O} で 以感 上染

にの今 改回大 善 は た 正 規 が年 職 度 員の賃 \mathcal{O} 用 力職 員 \mathcal{O}

ありがとうござい 署名へのご協力

きます。 を目

保育園の要求

1, 保育園職場で働く全ての職員を対象に、2021年度人

院勧告での一時金削減分(0.15月)を年度末に補填す ること。

- 2. 保育園職場で働く全ての職員を対象に、2022年2月・ 3月分として18,000円(9,000円×2ヶ月)を年度内 に支給すること。
- 3. 保育園で働く全ての正規職員に、2022年4月より月 額 9,000 円の特殊勤務手当を支給すること。
- 4. 保育園で働く全ての会計年度任用職員に対し、2022 年4月より月額9,000円相当の処遇改善に向けた特段 の配慮を行うこと。

放課後ルームの要求

- 1. 放課後ルーム職場で働く全ての職員を対象 に、2022年2・3月分として18,000円(9,000 円×2ヶ月)を年度内に支給すること。
- 2. 放課後ルーム職場で働く全ての職員に対 し、2022年4月より月額9,000円の処遇改 善を行うこと。
- 3. 放課後ルーム職場で働く一時金の支給に該 当する職員を対象に、2021年度人事院勧告 での一時金削減分(0.15月)を削減しない こと。

い員 使欠なが う

> \mathcal{O} 力に な ŋ 加 遇

> > 改